### スポーツ立国の実現

### 総論

平成23年に制定された「スポーツ基本法」においては、スポーツは、世界共通の人類の 文化であり、国民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであ るとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとさ れています。また同法において、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身 の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活に おいて多面にわたる役割を果たすものとされています。

スポーツ庁は、「スポーツ基本法」の理念を実現するため、国際競技力の向上はもとより、 スポーツを通じた健康増進、地域・経済の活性化、国際交流・協力、障害者スポーツの振 興、学校体育の充実など、関係省庁や企業と連携しながらスポーツ行政を総合的・一体的に 推進しています。

また、2021(令和3)年には1年延期となった2020年東京オリンピック競技大会・東京 パラリンピック競技大会\*1(以下、「東京2020大会 | という。)が控えており、スポーツ庁と しても安全・安心を最優先に大会の成功に向けた取組を進めています。

# 東京オリンピック・パラリンピック 競技大会に向けた取組

東京2020大会に向け、スポーツ庁では、国際競技力の向上に向けた環境整備やドーピン グ防止体制の推進、スポーツを通じた国際貢献事業「Sport for Tomorrow」の一層の推進、 オリンピック・パラリンピック教育の全国展開をはかりつつ、さらにはスポーツ・インテグ リティの確保に向けて取り組んでいます。

また、大会の安全・安心な開催に向け、各種新型コロナウイルス感染症対策に取り組んで います。

### ■ 国際競技力向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

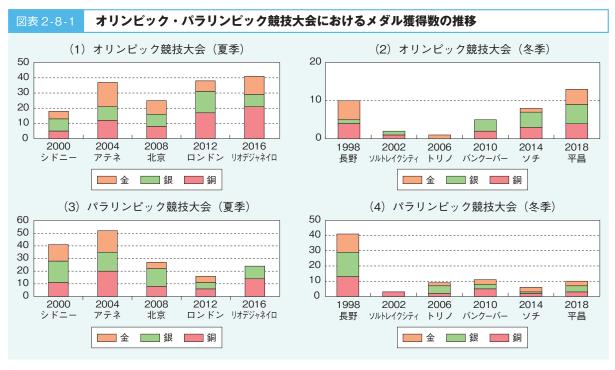
オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会において、我が国の トップアスリート\*2がひたむきに努力し、試合で躍動する姿は、国民に希望と勇気を与える 素晴らしい力を持っています。スポーツ庁では、「第2期スポーツ基本計画」(平成29年3 月) や「競技力強化のための今後の支援方針(鈴木プラン)」(28年10月)\*3を踏まえ、関係 機関と連携しつつ、我が国の国際競技力向上に向けた支援や環境整備に取り組んでいます。

<sup>\*1</sup> 令和2年3月30日に、東京オリンピックは令和3年7月23日から8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日から9月 5日に開催されることが決定されました。

<sup>\*2</sup> アスリート:競技者のこと。以下、「アスリート」と表記する。

<sup>\*3</sup> 参照:「競技力強化のための今後の支援方針(鈴木プラン)」(平成28年10月、スポーツ庁) https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop07/list/detail/1377938.htm

なお、オリンピック・パラリンピック競技大会の直近 5 大会におけるメダル獲得数は、以下のとおりです(図表 2-8-1)。



#### (1) 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立

東京2020大会及びそれ以降を見据え、高度で安定した競技力強化を行うため、各競技団体が少なくとも2大会先のオリンピック・パラリンピック競技大会における成果を見通した中長期の強化戦略プラン(以下、「強化戦略プラン」という。)の策定・実践・更新を通じてトップアスリートの強化等を総合的・計画的に進められるよう支援しています。

具体的には、日本スポーツ振興センター(JSC)に設置されたハイパフォーマンススポーツセンター(HPSC)\*<sup>4</sup>に公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)、日本パラリンピック委員会(JPC)を含めた協働チームを設置し、競技団体の強化戦略プランの各段階で多面的にコンサルテーション・モニタリングを実施するとともに、そこで得た知見を各種事業の資金配分に関する競技団体評価等に活用することとしています。

また、スポーツ庁では、「競技力向上事業」において、各競技団体が行う国内外の強化合宿やコーチ等の設置などの日常的・継続的な強化活動について、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な支援を実施しています。令和元年度からは、「ラストスパート期」としてそれまでの各競技団体の成果を踏まえ、「メダル獲得の最大化」の考えのもと、支援を柔軟かつ大胆に重点化することとし、メダル獲得の可能性の高い競技を「東京重点支援競技」及び「北京重点支援競技」に選定しています\*5。

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の影響により強化活動に支障が生じないよう、競技団体を支援する競技力向上事業助成金の助成率の嵩上げや、トップアスリート等が競技活動に専念した選手生活を継続するための個人給付の増額など、追加的な支援も実施しました。

また、女性特有の課題の解決に向けた調査研究や医・科学サポート等を活用した支援プロ

<sup>\*4</sup> ハイパフォーマンススポーツセンター (HPSC): オリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、国立スポーツ科学センター (JISS) と味の素ナショナルトレーニングセンター (NTC) が持つスポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート及び高度な科学的トレーニング環境を提供し、各種スポーツ資源の開発等を行う。

<sup>\*5</sup> 参照:スポーツ庁ウェブサイト「トップアスリートの強化活動を支援する(競技力向上事業、ハイパフォーマンス・サポート事業)」https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop07/list/detail/1372076.htm

グラム、女性エリートコーチの育成プログラム等を通じ、女性アスリートの国際競技力の向 上にも取り組んでいます\*6。

#### (2) 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築

#### ①次世代アスリートの発掘・育成

将来のトップアスリートとして活躍が期待されるアスリートの発掘・育成は重要です。ス ポーツ庁では、東京2020大会及びそれ以降の大会で活躍が期待される次世代のアスリート に対して、メダル獲得等に向けた集中的な育成支援や海外での長期的な強化活動を支援して います。また、全国各地の才能を有するアスリートを効果的に発掘・育成する体制の整備を 進めており、その一環として、JSC、日本スポーツ協会(JSPO)、JOC、JPC及び地方公共 団体等と連携し、全国各地の将来有望なアスリートの効果的な発掘・育成を支援するジャパ ン・ライジング・スター・プロジェクト(J-STARプロジェクト)を平成29年度より実施し ています。

#### ②国民体育大会の開催

国民体育大会\*7は、広く国民の間にスポーツを普及し国民の体力の向上を図るとともに、 地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的として、毎年都道府県対抗方式 によって開催される国内最大の総合スポーツ大会です。文部科学省、ISPO、開催地の都道 府県が共同で国民体育大会を主催しています。なお、令和2年に鹿児島県で開催予定であっ た第75回本大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により史上初めて中止となり、令和 5年に同県で延期開催することとなりました。(図表 2-8-2 は、令和元年に実施された第 74回大会における競技種目及び選手・監督数)。

#### 図表 2-8-2 第74回国民体育大会(令和元年)競技種目及び選手・監督数

季別(開催県)	正式競技	公開競技	
冬季大会 (北海道)	3 競技 スケート・アイスホッケー・スキー 2,887名	なし	
本大会(茨城県)	37 競技 陸上競技、水泳等 22,405 名	4 競技 綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ 1,548名	
計	40 競技 25,292 名	4 競技 1,548名	

#### (3) スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実

我が国の国際競技力の向上のためには、より高度な科学的トレーニング環境の整備が重要 です。このため、JISSのスポーツ医・科学、情報サポート機能やNTCのトレーニング場の

機能等を一体的に捉え、ハイパフォーマンス スポーツセンターとして機能強化を図ってお り、例えば、選手の強化方法や各国のメダル 獲得戦略等の情報収集・分析や、メディカ ル、トレーニング、競技映像、栄養などの各 種情報を一元的に管理し、必要な情報を迅速 に取得できるシステムの構築・活用、競技用 具等の開発などに取り組んでいます。

また、「ハイパフォーマンス・サポート事 業」では、強化合宿や競技大会におけるケ ア、トレーニング、心理、栄養、映像・動作



アスリート支援の活動風景(映像分析)

<sup>\*6</sup> 参照:第2部第8章第5節 2

<sup>\*7</sup> 令和6年の佐賀県大会から「国民スポーツ大会」に名称変更

分析、生理・生化学など、各分野の専門スタッフによる、スポーツ医・科学、情報等を活用 したアスリート支援を行うとともに、オリンピック・パラリンピック競技大会等においてア スリート、コーチ、スタッフが競技へ向けた最終準備を行うための医・科学・情報サポート 拠点を設置しています。

加えて、スポーツ医・科学の研究分野において、スポーツと異分野の知見を活用するなど 独創的で革新的な研究を推進するとともに、次世代を担う優秀な研究者を育成することがで きる拠点を「スポーツ研究イノベーション拠点」として指定し、IISSとの連携による成果 の活用を含めて、国際競技力の向上に資することができるよう取り組んでいます。

#### (4)トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実

トップアスリートが同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行える 体制の確立も重要であり、ハイパフォーマンススポーツセンターをはじめとした拠点の充実 に取り組んでいます\*8。

#### ①ナショナルトレーニングセンター(NTC)

NTCは、我が国のトップアスリートが同一の活動拠点で集中的・継続的な強化活動を行 うための施設として平成19年に設置されました。

また、令和元年6月には「NTC屋内トレーニングセンター・イースト(東館)」が完成し、 オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築も進んでいます。

また、NTCのみでは対応できない、冬季、海洋・水辺系、屋外系のオリンピック競技、 高地トレーニング及びパラリンピック競技のトレーニング環境の充実を図るため、既存施設 をNTC競技別強化拠点施設として指定しています。NTC競技別強化拠点施設については、 ハイパフォーマンススポーツセンターとのネットワーク形成に取り組むとともに、拠点近隣 の関係機関・施設とも連携を図り、競技力強化に必要な機能を拠点施設に付加するべく、令 和元年度から5拠点に機能強化ディレクターを配置するなど、機能強化に取り組んでいま す。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、NTCにおいては、日常的な清掃・消毒作 業に加え、利用者の動線分離や競技団体ごとのガイドラインに基づく行動管理、施設利用時 に新型コロナウイルスへの感染を診断する検査の実施など、徹底した対策による安全・安心 なトレーニング環境の確保に努めています。

#### ②国立スポーツ科学センター(JISS)

JISSは、スポーツ医・科学研究、支援を行うための中枢機関として平成13年に設置され ました。各分野の研究者、医師等が連携しながら、各競技種目特有の課題解決を目的とした 「スポーツ医・科学研究事業」、JISSにおける研究成果を踏まえたトレーニング指導、動作 分析、映像技術サポートを行う「スポーツ医・科学支援事業」、内科、整形外科、心療内科、 歯科、皮膚科、眼科、産婦人科による診療や、リハビリテーション、心理カウンセリング、 栄養相談等を行う「スポーツ診療事業」等を実施しています。

令和 2 年度には、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、メディカルやコンディショ ニング(心理、栄養等)に関するトップアスリートに対しての電話やインターネットを活用 した相談体制や、新しい生活様式を踏まえた各競技団体・アスリート向けの情報提供\*9も実 施しました。

<sup>\*8</sup> 参照:スポーツ庁ウェブサイト「トップアスリートのための強化・研究活動等のための拠点を構築する」  $https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop07/list/detail/1372078.htm$ 

<sup>\*9</sup> 日本スポーツ振興センターウェブサイト「NEW STYLE with HPSC COVID-19に係る取組み~これまでとこれから~」 https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/tabid/1715/Default.aspx



ナショナルトレーニングセンター (NTC) 屋内トレーニングセンター・ウエスト



ナショナルトレーニングセンター (NTC) 屋内トレーニングセンター・イースト



国立スポーツ科学センター (JISS)

#### **図 ドーピング防止体制の推進**

ドーピングとは、競技者の競技能力を向上させるため、禁止されている薬物や方法を使用 することなどを言います。ドーピングは、①競技者に重大な健康被害を及ぼす、②フェアプ レーの精神に反し、人々に夢や感動を与えるスポーツの価値を損ねる、③優れた競技者によ るドーピングが青少年に悪影響を与えるなどの問題があり、世界的規模での幅広い防止活動 が求められています。

我が国は、2006 (平成18) 年に国際連合教育科学文化機関 (以下、「ユネスコ」という。) 「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」を締結し、世界ドーピング防止機 構(WADA)常任理事国として、国際的なドーピング防止活動に積極的に取り組んでおり、 国際的に見ても我が国のドーピング防止規則違反確定率は低い状態を維持しています。

スポーツ庁は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下、「IADA」という。)と の連携を図りつつ、アスリート等に対するドーピングの未然防止を目的とした教育・啓発活 動、ドーピング検査技術の研究開発などに積極的に取り組むとともに、若い世代を対象とし たドーピング防止教育を推進しています。

さらに、東京2020大会に向けて、国際競技大会に対応できる検査員の育成を図るととも に、関係機関とのドーピング防止活動に関するインテリジェンス(情報)共有の仕組みの構 築を進めています。

スポーツ庁は、今後も、JADAをはじめ関係団体と連携し、スポーツの価値を守るため、 クリーンでフェアなスポーツの実現に努めていきます。

#### 新しい国立競技場の竣工

東京2020大会のメインスタジアムとなる国立競技場は、平成28年12月に本体工事に着工し、36か月の工期を経て、計画どおり令和元年11月末に完成しました。国立競技場は「アスリート第一」・「世界最高のユニバーサルデザイン」・「周辺環境等との調和や日本らしさ」をコンセプトとし、整備を進められてきましたが、実際にそのコンセプトが随所に生きたスタジアムとなっています。2年1月からは、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会による大会準備が行われています。

大会の成功に向けた準備を着実に進めるとともに、我が国のスポーツの発展に貢献し、 国民から長く愛されるスタジアムになるよう努めていきます。



竣工した国立競技場 (提供:JSC)



木材を活用した屋根とフィールド (提供:JSC)

#### **3** Sport for Tomorrowの推進

2013 (平成25) 年のオリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致に際し、安倍総理 (当時) が100か国・1,000万人以上の人々にスポーツの悦びを届けると宣言したことをきっかけに始まった「Sport for Tomorrow (SFT)」プログラムは、東京2020大会に向けて、世界のより良い未来のため、開発途上国をはじめとする世界のあらゆる世代の人々に、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げて行くことを目指しています。

この取組を推進するため、2014(平成26)年に、スポーツ庁、外務省や、JSC、JOC、JPCといったスポーツ統括団体等から成る運営委員会と、SFTの趣旨に賛同し、スポーツを通じた国際協力・交流に携わる団体(企業、地方公共団体、NGO・NPO、大学等)で構成されたSFTコンソーシアム(官民協働体)が設立されました。3つの活動領域(①スポーツを通じた国際協力及び交流、②国際スポーツ人材育成拠点の構築、③国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援)において、コンソーシアムの各会員が相互に連携し、事業に取り組んだ結果、100か国・1,000万人以上の目標を予定よりも早く達成し、2020(令和2)年9月時点で、204か国・1,200万人以上の人々にスポーツの価値を届けました。

### 4 オリンピック・パラリンピック教育

東京2020大会を契機に、子供から大人まで国民一人一人がスポーツの価値並びにオリンピック・パラリンピックの意義に触れることで、スポーツの価値を再認識し、多くの方がスポーツに親しむようになることは大会のレガシー(遺産)の一つとして重要です。

平成27年11月27日に閣議決定された「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリン

ピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」では、次世代に 誇れる有形・無形のレガシー(遺産)を全国に創出することとされており、スポーツ庁で は、オリンピック・パラリンピック教育をこのレガシー創出の重要な取組の1つとして推進 しています。

このため、平成27年度以降、オリンピック・パラリンピック教育を全国で実施しており、 平成29年度からは、東京都や東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、 IOC、IPC、大学などと意見を共有する全国コンソーシアム会議を定期的に開催し、情報交 換を行っています。平成30年度は「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展 開事業」として事業を拡大し、令和2年度は全国45の道府県・政令市のオリンピック・パ ラリンピック教育推進校において、オリンピック・パラリンピックの競技体験、教員向けセ ミナー等、様々な取組を実施しました。

特に、令和元年度は、国際大会などを観戦することで、より多くの児童・生徒がパラリン ピックへの興味関心を高める、パラリンピック競技観戦事業を6つの自治体で実施しました。 また、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策の中でも質の高いオリパラ教育が できるよう、オンラインを活用した取組等を推進しました。児童生徒が対面することが出来 ない状況にあっても、他の学校や地域、アスリート、他国の選手等ともコミュニケーション をとることができる取組について、幅広く情報提供を行うなど新しい生活様式に対応したオ リパラ教育を推進しました。

#### **「」スポーツ・インテグリティの確保に向けた取組の推進**

#### (1)スポーツ団体のガバナンス強化、コンプライアンスの徹底

スポーツは本来、見る人々を感動させ、国民に勇気を与えるものです。しかしながら、昨 今、スポーツ選手等による違法行為や、スポーツ団体での不正経理、スポーツ指導者による 暴力、ファン等による人種差別や暴力行為等、スポーツの価値を損なう問題が生じていま す。そのため、平成29年3月に策定された第2期スポーツ基本計画では、東京2020大会に 向けて、我が国のスポーツ・インテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)を高め、クリーン でフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上 を目指していくこととしています。また、令和元年6月にスポーツ団体が遵守すべき原則・ 規範を定めた「スポーツ団体ガバナンスコード」〈中央競技団体向け〉、8月に「スポーツ団 体ガバナンスコード | 〈一般スポーツ団体向け〉を策定しました。同コードの策定により、 単に不祥事事案の未然防止にとどまらず、スポーツの価値が最大限発揮されるよう、その重 要な担い手であるスポーツ団体における適正なガバナンスの確保を図ることとしています。 なお、令和 2 年度から中央競技団体は自らの取組状況を説明・公表するとともに、4 年ごと に自らが加盟する統括団体から、ガバナンスコードに基づく適合性審査を受けることとなっ ています。今後は、スポーツ団体に対し、本ガバナンスコードの遵守に向けた取組を促して いきます。

#### (2)スポーツを行う者の権利・権益の保護

スポーツ・インテグリティの確保のためには、スポーツ団体のガバナンス強化のみなら ず、スポーツを行う者の権利・利益の保護も重要です。

スポーツ庁は、指導者等の資質・能力の向上及び教育・啓発活動を促進するとともに相談 窓口の設置及び活用を促進しています。その取組の一例として、ハラスメントの事例を取り 上げて分かりやすく解説した書籍『実践!グッドコーチング』の制作に際し、JSPOととも に制作協力しました。

スポーツ団体の決定は全ての競技者の活動に関わることから、広く公共性が求められ、そ の決定の際には全ての競技者にとって適正かつ公平な措置が必要です。競技団体の代表選手 選考や競技資格停止処分などをめぐる紛争解決の手段として、公益財団法人日本スポーツ仲 裁機構によるスポーツ仲裁・調停があり、スポーツ団体のスポーツ仲裁自動応諾条項\*10の 採択状況は60.2%(令和2年10月)と近年着実に増加しています。スポーツ紛争の迅速か つ適正な解決に向けた更なる体制整備のため、スポーツ庁は、スポーツ仲裁・調停に関する 理解増進、仲裁人・調停人等のスポーツ仲裁に関わる専門的人材の育成、調査研究に取り組 んでいます。

また、スポーツの大会等において、競技用ユニフォームを着用したアスリートが性的意図 をもって写真・動画を撮影されたり、アスリートの写真・動画がインターネット上に性的意 図を持って掲載されたりする事案(アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント) が、以前から問題になってきました。安心して競技に取り組める環境を守る姿勢を明確にす るため、スポーツ関係団体とスポーツ庁において協力し、スポーツ界全体としてこの問題に 取り組んでいます。

Column

### アスリートへの写真・動画による性的ハラスメントの 防止に向けた取組

スポーツの大会等において、競技用ユニフォームを着用したアスリートが性的意図を もって写真・動画を撮影されたり、アスリートの写真・動画がインターネット上に性的 意図を持って掲載されたりする事案が、以前から複数の競技で問題になってきました。

こうした事案については単一の競技団体での対応には限界があること、SNS等のツー ルの発達に伴い、写真・動画の悪用が多様化している状況にあることから、改めてアス リートが安心して競技に取り組める環境を守る姿勢を明確にするため、スポーツ関係団 体(JOC、JSPO、JPSA、一般社団法人大学スポーツ協会、公益財団法人全国高等学校

体育連盟、公益財団法人日本中学校体育連盟、JSC) が協力し、スポーツ界全体としてこの問題に取り組 んでいます。

関係団体はこうした事案を「アスリートへの写 真・動画による性的ハラスメント」と位置づけ、令 和2年11月13日に、その防止に向けたステートメ ントを連名で取りまとめ、公表しました。

ステートメントにおいては、こうした事案の防止 に向けた強いメッセージが盛り込まれるとともに、 具体的な取組として、①大会における取組事例を共 有し、各大会での防止策の取組を後押しすること、 ②研修等を通じ、アスリート自身がネットやSNSで 身を守る必要性を啓発すること、③SNS投稿や WEB掲載の実態把握に努め、関係機関に共有して いくこと、に取り組んでいくことが表明されました。 また、この問題に関し、同日、スポーツ庁の室伏

広治長官が関係団体と合同で記者会見を行い、ス

アスリートの盗撮 写真・動画の悪用、 悪質なSNS投稿は 卑劣な行為です。

安全な環境を、すべてのスポーツ愛好者のために。 SAVE ATHLETES, SAVE SPORT.

大会会場で盗損等が疑われる行為を見かけましたら大会主催者にお知らせください。

アスリートへの写真・動画による 性的ハラスメントの防止に向けたステートメント

<sup>\*10</sup>スポーツに関する紛争が生じた際には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁手続を利用して解決することを定め る条項のこと。あらかじめスポーツ団体の規則に盛り込まれることにより、競技者等が仲裁の申し立てを行った際に自動的に 仲裁の合意があると見なされる。

ポーツ界が一体となって取り組んでいくことを表明しました。加えて、関係省庁とも連 携し、被害を受けたアスリート等が活用できる、相談窓口の周知も行っているところです。 スポーツ庁や関係団体のこうした動きに呼応し、被害実態や取組の重要性について、 関連報道や、被害を受けたアスリート自身も含めて声を上げる動きも出てきています。

さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、大会入場者に対 して、アスリート等への性的ハラスメント目的との疑念を生じさせる撮影行為を禁止す る項目等を新設することも発表しました。

こうした動きは、この問題に対する社会全体の関心を喚起・啓発し、ハラスメント抑 止を進めていくための第一歩であり、今後も、スポーツ界が一体となって、アスリート が安心して競技できる環境づくりを進めていくことが重要です。

#### **⑥ 新型コロナウイルス感染症対策**

東京2020大会の安全・安心な開催に向け、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会 における新型コロナウイルス感染症対策調整会議中間整理」(令和2年12月2日)\*11を踏ま え、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の一部とホストタウン・事前キャンプ地で各種 新型コロナウイルス感染症対策を実施するための経費を令和2年度第3次補正予算で措置し ました。また、国立競技場等において新型コロナウイルス感染症対策を実施するための経費 を同補正予算で措置しました。

## 第2章 スポーツ基本計画とスポーツ振興財源

#### ■ スポーツ基本計画について

「スポーツ基本計画」は、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的・計画的な推進 を図るために定めるものであり、「スポーツ基本法」の理念を具体化し、国、地方公共団体 及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での、重要な指 針となるものです。

平成29年3月に策定された「第2期スポーツ基本計画」では、中長期的なスポーツ政策 の基本方針として、

スポーツで「人生」が変わる!

スポーツで「社会」を変える!

スポーツで「世界」とつながる!

スポーツで「未来」を創る!

の4つの方針を立て、それらの方針の下に、今後5年間のスポーツに関する施策の柱として 以下の4つを打ち出しました。

- ①スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育 成・場の充実
- ②スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
- ③国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

<sup>11</sup>東京2020大会における新型コロナウイルス感染症対策について総合的に検討、調整するため、令和2年9月、政府に おいて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下に、東京オリンピック・パラリンピック 競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議を設置。本中間整理においては、アスリート、大会関係者、観客の 3つのカテゴリーについて、ジャーニー(行程)の場面(入国、輸送、会場等)ごとに、新型コロナウイルス感染症への対策 を整理した。

④クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

スポーツ庁は「第2期スポーツ基本計画」に基づき、全ての人々がスポーツの力で輝き、 前向きで活力のある社会、絆の強い世界、豊かな未来の実現を目指して、スポーツ行政に取 り組むこととしています。なお、第2期スポーツ基本計画は令和3年度が期末となってお り、今後のスポーツ政策の基本的な方向性等を示すものとして、令和3年4月に、スポーツ 審議会に対して「第3期スポーツ基本計画の策定について」の審議を依頼する諮問がなされ ました。現在、スポーツ審議会においては、「未来社会における生涯を通じた豊かなSport in Life ビジョン等も含め、2030年以降を見据えたスポーツ政策の在り方」や、「今後5年間 のスポーツ政策の目指すべき方向性及び主な施策、計画の実効性を高めるための方策」を中 心に、審議が行われています。

#### 2 スポーツ振興財源

令和2年度のスポーツ庁のスポーツ関係予算は、約351億円を計上しました。一方、国費 では行き届きにくいスポーツ振興活動への助成を行い、スポーツ振興の補完的財源としての 役割を果たしているのがスポーツ振興投票とスポーツ振興基金です。

#### (1)スポーツ振興投票

スポーツ振興投票は、誰もが身近にスポーツに親しめる環境の整備、将来性を有する競技 者の発掘・育成等のための財源の確保を目的として、超党派のスポーツ議員連盟により提案 され、平成10年5月に議員立法として成立した「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」 により創設されました。

現在、サッカーの試合結果(勝敗・得点)を対象として、購入者が自分で予想を行う商品 (予想系の「toto」)と、コンピュータがランダムで試合結果を選択する商品(非予想系の 「BIG」)の大きく分けて2種類の商品を販売しています。

ここ数年は1,000億円程度の売上となっているものの、更なる売上の増加を目指し、令和 元年度に、1等最高当せん金12億円の「MEGA BIG」の販売を開始しました。また、令和 2年度にスポーツ振興投票の対象競技にバスケットボールの追加や単一試合投票、順位予想 投票を導入できるよう法改正が行われ、今後対象となる商品を販売予定です。

スポーツ振興投票の実施により得られる収益は、我が国のスポーツの振興のために使われ ることとなっています。これまでに約2.067億円の助成金が、地方公共団体が行うグラウン ドの芝生化や地域のスポーツ施設の整備、スポーツ団体が行うスポーツ選手の発掘・育成な どに役立てられてきました(図表 2-8-3)。また、前述の法改正により、スポーツレガシー の実現に向けた取組を助成対象とできるよう、収益の使途が拡大されました。

#### 図表 2-8-3 令和 2 年度スポーツ振興投票助成金助成額

助成区分	件数(件)	助成額
大規模スポーツ施設整備助成	7	9億7,573万円
地域スポーツ施設整備助成	215	57億2,590万円
総合型地域スポーツクラブ活動助成	208	4億74万円
地方公共団体スポーツ活動助成	454	16億6,790万円
将来性を有する選手の発掘及び育成活動助成	81	18億2,778万円
スポーツ団体スポーツ活動助成	684	30億8,581万円
国際競技大会開催助成	11	6億3,577万円
東日本大震災復旧・復興支援助成	1	1 億 5,296 万円
東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成	10	22億5万円
合 計	1,671	166億7,264万円

※一万円未満の金額は四捨五入しているため、「合計」と「各助成金額の合計」は一致しない。

これからも、スポーツ振興投票の売上を拡大し、その収益によって日本のスポーツがます ます発展するように取り組むこととしています。

#### (2) スポーツ振興基金

スポーツ振興基金は、我が国の国際競技大会における不振などを受け、競技水準の向上に 向けた気運が高まる中、スポーツ関係者、経済界など民間各界からの要請等を踏まえて、政 府出資金250億円を原資に、平成2年に設立されました。

その後、民間からの寄附金約45億円を原資に加え、その運用益等を財源として、トップ アスリートの強化事業などに対する助成を行っています。令和2年度は、以下の事業に対 し、約16億円の助成を行いました(図表 2-8-4)。

#### 図表 2-8-4 令和2年度スポーツ振興基金助成金助成額

助成活動名	件数(件)	助成額	
スポーツ団体選手強化活動助成	10	2,000万円	
スポーツ団体大会開催助成	81	3億2,690万円	
選手・指導者研さん活動助成(※)	535	12億4,595万円	
アスリート助成 (※)	555	12 息 4,595 万 门	
合 計	626	15億9,285万円	

※スポーツ振興くじの収益から一部充当。

しかしながら、財政資金の有効活用を図る観点から、政府出資金250億円については、国 立競技場の整備費と東京2020大会に向けた選手強化費に125億円ずつ充当することを決定 し、令和2年度に国庫納付を終了しました。

## スポーツを通じた健康増進

スポーツ庁には、「スポーツ基本法」の理念を具体化していくため、従来文部科学省が 行っていたスポーツ振興施策の更なる充実を図ることはもとより、新たなスポーツ施策を強 力に進めることが期待されています。特に、「スポーツ基本法」の前文に「スポーツは、心 身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実 現に不可欠 | であると規定されているとおり、我が国の国民医療費が年間で約43兆円に達 する中、運動・スポーツに取り組むことによる効果として、健康増進、健康寿命\*12の延伸 が注目されるようになってきています。

そのため、スポーツを通じた健康増進を重点的に推進し、運動・スポーツにより健康寿命 が平均寿命に限りなく近づくような社会の構築を目指すことが重要となっています。

スポーツを通じた健康増進を図っていくためには、国民全体のスポーツへの参画を促進す るとともに、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのでき る環境整備が必要です。

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するための外出自粛等の影響によ り、運動不足やストレスから心身に悪影響を及ぼす健康二次被害に対する懸念が高まりまし た。そこで、健康二次被害を防止し、安心・安全に運動スポーツを実施していただくため に、ターゲット別のリーフレットやガイドラインを作成し、普及・啓発を行いました。

<sup>\*12</sup> 健康寿命:健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

### ■ スポーツ参画人口の現状

第2期スポーツ基本計画(平成29年3月)では、成人の週1回以上のスポーツ実施率を 42.5%から65%程度、週3回以上を19.7%から30%程度とする目標を掲げています。令和2 年度の調査では、成人の週1回以上のスポーツ実施率は59.9%、週3回以上では30.9%と なっています(図表 2-8-5)。全ての年代層で前年度を上回っており、特に女性は20代~ 40代、男性は20代~30代の各層で10ポイント程度向上しています(図表 2-8-6)。スポー ツをする理由としては、「健康のため」が73.9%と最も多く、「体力増進・維持のため」、「運 動不足を感じるから」が続いています。逆に実施頻度が減ったあるいは増やせない理由とし ては、「仕事や家事が忙しいから」、「面倒くさいから」、「年をとったから」などが多くなっ ており、「この1年間に1回もスポーツを実施しなかった|かつ「今後もするつもりがない| と回答した人が13.2%存在しています。スポーツ庁は、これらの現状を踏まえながら、ライ フステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行うことによって、スポーツ実施 率の向上を目指しています。

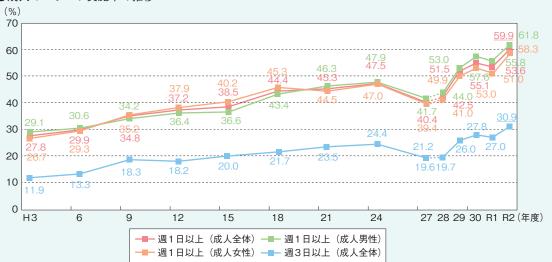
#### 図表 2-8-5 成人のスポーツ実施率の推移

#### 令和2年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」結果の概要

#### ○スポーツ実施率について

週1日以上運動・スポーツをする者の割合は、20歳以上男女の平均で59.9%(前年度から6.3ポイント増)。 年代別では若年層(10代・20代)を中心に各層で上昇している。性別では、女性よりも男性の方が2.7ポイン ト高く、全ての年代層において前年度の割合を上回っている。

#### ●成人のスポーツ実施率の推移



(出典)「体力・スポーツに関する世論調査(平成24年度まで)」及び「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査 (平成27年度)」、「スポーツの実施状況等に関する世論調査(平成28年度から)」

#### 図表 2-8-6 世代別週 1 日以上スポーツ実施率の比較

年代別運動実施率 週1日以上 n = 20.000

	全体		男性		女性	
	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
全年代平均	60.0	53.5	61.4	55.7	58.7	51.4
10代	64.1	52.2	65.1	58.7	63.0	45.4
20代	58.3	45.7	61.3	49.3	55.1	41.8
30代	55.1	45.6	59.0	49.3	51.0	41.8
40代	52.8	45.3	53.7	50.1	51.9	40.3
50代	54.2	48.7	55.3	50.5	53.1	47.0
60代	65.1	62.1	65.3	61.3	65.0	62.8
70代	74.8	73.4	76.3	74.4	73.6	72.5
成人のみ	59.9	53.6	61.8	55.8	58.3	51.0

(%)

#### 2 スポーツ実施率向上のための施策

#### (1) ライフステージ等に応じた施策

スポーツ庁は、スポーツ実施率調査の現状を踏まえながら、ライフステージに応じたス ポーツ活動の推進とその環境整備を行うことによって、スポーツ実施率の向上を目指してい ます。

平成30年9月には「スポーツ実施率向上のための行動計画」を策定し、国民全体を対象 とした取組に加え、①子供・若者、②ビジネスパーソン、③高齢者、④女性、⑤障害者と いったターゲット毎の取組を挙げています。

具体的な取組としては、子供たちが楽しみながら積極的にからだを動かせることを目指 し、幼児期運動指針(平成24年)に基づき、ISPOと連携しアクティブ・チャイルド・プロ グラム\*13等を活用し全国の小学校等で運動遊びの機会を提供することやビジネスパーソン のスポーツ実施率向上を目的として、従業員のスポーツ実施に向けた積極的な取組を実施す る企業を認定する「スポーツエールカンパニー」認定制度に取り組んでいます(令和2年度 認定企業数623社)。

また、男性と比べてスポーツ実施率の低い女性を対象とした取組として、運動不足による 女性特有の健康リスクに関する情報や、手軽にできるスポーツプログラム等をウェブサイト に掲載し、動画サイトでは「オリジナルダンス」や「ながら運動」を配信する等、スポーツ の楽しさを訴求しています。

そして、スポーツに無関心な層も含めた国民全体のスポーツへの参画を促すため、「ス ポーツによる地域活性化推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業)」を実施し、地方公共 団体が行う域内の体制整備及び多くの住民がスポーツに興味・関心を持ち、スポーツの習慣 化につながる取組等を支援しています。

他にも、毎年10月を「体力つくり強調月間」として、広く国民に健康・体力つくりの重 要性を呼び掛けることや、多年にわたり地域や職場において、スポーツの振興に顕著な成果 を上げた人や団体等に対し、その功績をたたえるため、文部科学大臣が表彰を行っていま す。

これらの取組等を通じ、一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目的としてお り、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「Sport in Life(スポーツ・イン・ライ フ)」(生活の中にスポーツを)という姿を目指しています。

<sup>\*&</sup>lt;sup>13</sup> JSPO が開発した、子供が発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得するためのプログラム

#### (2)スポーツを実施するための環境整備

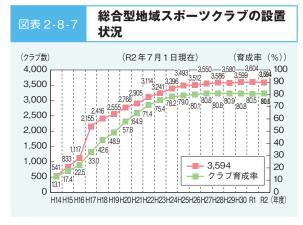
総合型地域スポーツクラブ(以下、「総合型クラブ」という。)は、地域住民が自主的・主 体的に運営し、身近な学校や公共施設などを拠点として日常的に活動する地域密着型のス ポーツクラブです。

生涯スポーツ社会の実現に寄与するほか、地域の子供のスポーツ活動の場の提供、家族の ふれあい、世代間交流による青少年の健全育成、地域住民の健康維持・増進などの地域社会 の再生に関する多様な効果も期待されています。

「令和2年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」によると、全国の総合型クラ ブの育成数(創設準備中を含む)は、令和2年度現在で、3,594クラブとなっており、クラ ブ育成率(全市区町村数に対する総合型クラブが育成されている市区町村数の割合)は、 80.6%に達するなど、全国の各地域でスポーツを実施するための環境整備が進んでいます

(図表 2-8-7)。

他方で、自己財源率が50%以下となって いるクラブや運営の改善を図るためのPDCA サイクルが定着していないクラブも少なくな い状況となっており、令和元年8月に「ス ポーツ実施率向上のための中長期的な施策 | をスポーツ庁長官決定し、「地域におけるス ポーツの環境づくり」において、総合型クラ ブの質的充実を図ることとしており、登録・ 認証制度の整備、中間支援組織の整備、登



録・認証制度を受けた総合型クラブの活用、支援、広報活動の推進に取り組むこととしてい ます。

また、地域におけるスポーツ推進活動を担うスポーツ推進委員との連携の活用促進につい ても課題となっており、総合型クラブなどの関係団体との連携の強化を図ることとしていま す。

## Golumn

### 「Sport in Lifeプロジェクト」について

一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現の ため、令和元年度に「Sport in Lifeプロジェクト」を スタートしました。また、令和2年2月には、趣旨に 賛同いただいた団体・企業等で構成するコンソーシア ムを立ち上げ(令和2年度末の加盟数1,121団体)、 ロゴマークや広報ツールの提供を通じてスポーツに親 しむ機運と一体感の醸成を図るとともに、コンソーシ アム加盟団体等によるスポーツ実施率の向上に関する 実証事業等を実施しています。

今後は加盟団体間の事業連携促進やSport in Life ムーブメント創出に向けた取り組みなどを通じて、ス ポーツを通じた健康で活力ある社会の実現のため、関 係団体・企業等の皆さまとともにオールジャパンで取 り組んでいきます。

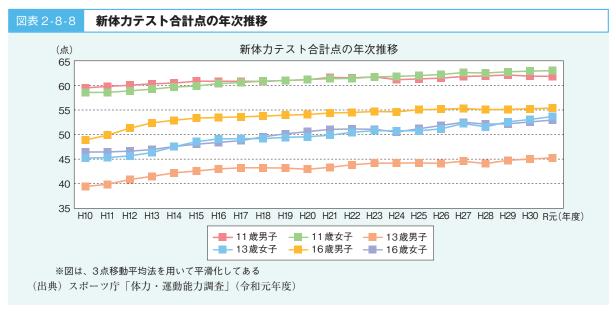


Sport in Life プロジェクトのロゴマーク

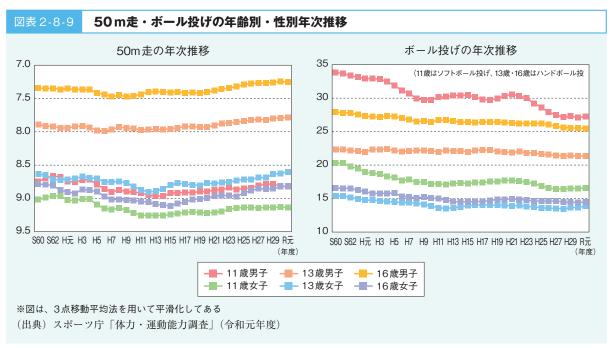
## 子供のスポーツ機会の充実

#### ■ 子供の体力の現状と課題

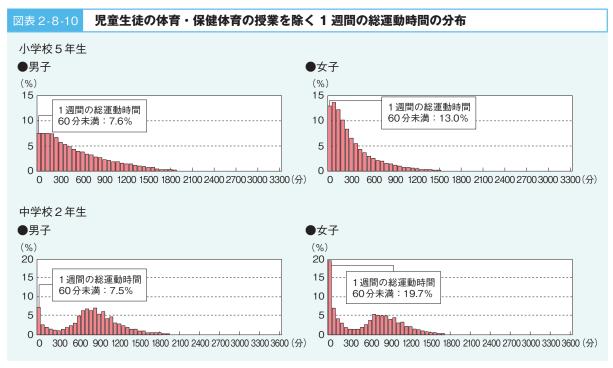
人間が発達・成長し、創造的な活動を行っていくためには、健康・体力の保持・増進が重 要であり、昭和39年より国民の体力つくりや健康の保持・増進に資する体力・運動能力を 把握する目的から、「体力・運動能力調査」を実施しています。平成10年度に新体力テスト が採用された以降の合計点の推移を見ると、ほとんどの年代で緩やかな向上傾向となってい ます (図表 2-8-8)。



一方、平成10年度以前から継続実施されている項目を見ると、体力水準が高かった昭和 60年頃との比較では、握力及び走能力(50m走・持久走)、跳能力(立ち幅とび)、投能力 (ソフトボール投げ・ハンドボール投げ)に係る項目は、中学生並びに高校生男子の50m走 を除いて、依然低い水準となっています(図表 2-8-9)。



また、1週間の総運動時間(体育・保健体育の授業を除く。以下同じ。)に関し、中学生においては、運動をする生徒とそうでない生徒に二極化しています。特に、女子においては、1週間の総運動時間が60分未満の生徒が全体の約2割存在しています(図表 2-8-10)。



#### 2 学校における体育・運動部活動の充実

#### (1) 学習指導要領の趣旨を踏まえた学校体育の充実

現行の学習指導要領に基づく学校体育の取組の中、運動やスポーツが好きな児童生徒の割合が高まったこと、健康の大切さへの認識や健康・安全に関する基礎的な内容が身に付いていることなどが見られます。他方で、1週間の総運動時間に関し、運動する子供とそうでない子供の二極化傾向が見られること、さらには社会の変化に伴う新たな健康課題に対応した教育が必要などの指摘があります。

これらを踏まえ、平成29年に改訂した小学校及び中学校学習指導要領、30年に改訂した 高等学校学習指導要領では、現行と同様に、小学校から高等学校までを見通した指導内容の 系統化や明確化を図りつつ(図表 2-8-11)、さらに、体育については、スポーツとの多様 な関わり方を楽しむことができるようにする観点から、運動に対する興味や関心を高め、技 能の指導に偏ることなく、「する、みる、ささえる」に「知る」を加え、「知識及び技能」「思 考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」といった三つの資質・能力をバラ ンスよく育むことができるように学習の過程を工夫し、充実を図ることとしています。保健 については、健康に関心をもち、自他の健康の保持増進や回復を目指して、疾病等のリスク を減らしたり、生活の質を高めたりすることができるよう、知識の指導に偏ることなく、三 つの資質・能力をバランスよく育むことができるように学習過程を工夫し、充実を図ること としています。

#### 図表 2-8-11 体育・保健体育 指導内容の体系化

#### 体育科・保健体育科の学習指導要領 ◆ 体育科・保健体育科では、 <u>心と体を一体として捉え、生涯にわたって<u>心身の健康を保持増進し豊かなスポーツ</u></u> ライフを実現するための資質・能力を育成 ◆ 小学校から高等学校までの12年間の系統性、発達の段階を踏まえて<u>、4年ごとのまとまりで指導内容を体系化</u> ◆ 小学校から高等学校まで、体育科・保健体育科の授業を1週間で3時間程度実施 多くの領域の学習を経験する時期 各種の運動の基礎を培う時期 小学校 高等学校 1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生 1年生 2年生 3年生 入学年次 次の年次 それ以降 体つくりの運動遊び 体つくり運動 体つくり運動 体つくり運動 体つくり運動 体つくり運動 器械・器具を 使っての運動遊び 器械運動 器械運動 器械運動 器械運動 器械運動 走・跳の運動遊び 走・跳の運動 陸上運動 陸上競技 陸上競技 陸上競技 運動 水遊び 水泳運動 水泳運動 水泳 水泳 水泳 領域等 ダンス ダンス 表現リズム遊び 表現運動 表現運動 ダンス ボール運動 ゲーム 球技 球技 球技 ゲーム 武道 武道 武道 体育理論 体育理論 保健 保健 保健 保健 領域等 体育3年間で7~8単位 年間授業 102時間 105時間 105時間 105時間 90時間 90時間 105時間 105時間 105時間 保健1単位 保健1単位 必修 選択 1

これらの新学習指導要領は、令和2年度より小学校、3年度より中学校、4年度より高等 学校において実施することとしていますが、スポーツ庁では、体育・保健体育の授業の充実 を図るために、令和2年度から、小学校において運動が苦手な児童や運動に意欲的でない児 童への指導法や授業計画モデル、個々のつまずきを解消するための具体的な指導方法をまと めた指導資料作成を開始しました。また、中学校で必修とされている「武道」において、平 成27年度から、外部指導者の活用及び体育を担当する教員の資質向上や指導力の強化、複 数の武道種目の指導など多様な武道指導の実践研究を行うことにより、体育における武道を 含めた領域の指導の充実を図る取組を実施しています。

さらに、スポーツ庁では、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、児童生徒の学 びを保障するため、体育、保健体育の授業における基本的な感染症対策を踏まえた指導の工 夫例についての教師向けの動画資料や、放課後や休日において、児童生徒が自主的に運動に 取り組める「家庭での体育、保健体育の学習コンテンツ参考例」を作成しました。

なお、体力向上に係る検証改善サイクルを確立するため、例年実施している「全国体力・ 運動能力、運動習慣等調査|は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度に ついては中止しました。

#### (2)運動部活動改革に向けた取組

運動部活動は教科活動とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や多様な生徒が活 躍できる場である一方で、勝利至上主義による過度な練習が生徒の心身のバランスの取れた 発達を妨げていることや部活動の指導時間が教師の長時間勤務に繋がっているといった課題 があります。

このためスポーツ庁では、平成30年3月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合

的なガイドライン」において、①活動時間と休養日の基準に沿った適切な部活動の実施、② 短時間で効果的な指導の推進、③学校単位で参加する大会の見直しのための取組を進めると ともに、教師に代わって指導や大会への生徒の引率を行う部活動指導員の配置を促進してい ます。

加えて、令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を公表し、休日の部 活動について、令和5年度から段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動へ移行 する方針を示しています。

またこの部活動の地域移行を円滑に実施するため、令和3年度から、地域指導者やスポー ツ活動を運営する団体の確保、費用負担の在り方の整理等の課題に取り組むための実践研究 を全国各地域で行い、多くの優良事例を創出していく予定です。

スポーツ庁では、これらの取組を着実に進め、生徒にとっても教師にとっても望ましい部 活動を実現するための改革を推進していきます。

#### (3) 体育活動の安全かつ円滑な実施のための取組

学校における体育活動については、事故防止対策に万全を期する必要があります。

スポーツ庁は、体育活動中の事故防止に向けて、「学校における体育活動中の事故防止及 び体罰・ハラスメントの根絶について」(令和2年2月20日付け事務連絡)等において、授 業等で使用する用具の安全確保や体罰やハラスメントの根絶、熱中症事故の防止等について 取組の徹底を求めています。また、事故防止のための科学的な知見、全国の事故の発生状況 や事例等に係る情報を共有するため、「学校における体育活動での事故防止対策推進事業 | を通じて平成26年度から全国各地でセミナーを実施しておりましたが、令和2年度は新型 コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、セミナーは中止し、スポーツ事故防止ハンドブック の改訂等を行い、教育委員会等に配布しました。

また、平成29年3月27日に栃木県那須町で発生した雪崩事故を踏まえ、高校生等以下に ついては原則として冬山登山は行わないよう「冬山登山の事故防止について」(令和元年12 月2日付けスポーツ庁次長通知)を各都道府県教育委員会等に対し発出し、改めて指導の徹 底を行いました。

# 第 5 章 スポーツに関わる多様な人材の育成 とスポーツを通じた女性の活躍促進

#### **■ スポーツに関わる多様な人材の育成**

#### (1) 新しい時代にふさわしいコーチング

スポーツの指導において暴力を行使する事案が明らかになったことなどを踏まえ、スポー ツ庁は、コーチング環境の改善・充実に向けた取組を推進しています。そのための取組の一 つとして、平成27年度に作成した、コーチが育成過程において確実に習得すべき知識・技 能に基づいた「モデル・コア・カリキュラム」を令和元年度のJSPO公認スポーツ指導者の 養成研修から盛り込むなど、スポーツ指導者の更なる資質の向上等に取り組んでいきます。

#### (2)アスリートのキャリア形成支援

競技力向上に励む一方で、現役引退後のキャリアパスに不安を抱えているアスリートも多 くいます。トップアスリートのみならず、各世代で強化に励むアスリートが安心してスポー

ツに取り組むことができ、培ってきた技術や経験、優れた資質や能力を引退後も社会に還元 する環境を整備することが重要です。

スポーツ庁では、スポーツ団体・大学・企業等の関係者が連携して、アスリートのキャリ ア形成に関する課題や支援方策に取り組むため、スポーツキャリアサポートコンソーシアム を運営しています。さらに、現役アスリートとしての活動期から、選手としてのキャリアと 並行して、引退後を含む人生設計全体を見据え、必要な教育を受けるなどの準備を行ういわ ゆる「デュアルキャリア」についての意識啓発に取り組んでいます。

#### 27 スポーツを通じた女性の活躍推進

#### (1)女性スポーツの現状

女性のスポーツ参画については、中学生女子の運動習慣の二極化や若年層で低いスポーツ 実施率、スポーツ指導者やスポーツ団体の役員における女性の割合の低さ、競技スポーツに おける女性特有の課題への対応など、様々な検討すべき課題があります。

政府は、あらゆる分野における女性の参画拡大を重要な課題としており、「第5次男女共 同参画基本計画~すべての女性が輝く令和の社会へ~」(令和2年12月25日閣議決定)にお いても、スポーツ分野における男女共同参画の推進が位置付けられています。

文部科学省においても、「第2期スポーツ基本計画」(平成29年3月策定)において、施策 目標の一つとして、「女性の『する』『みる』『ささえる』スポーツへの参画を促進するための 環境を整備することにより、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進すること」を掲 げています。これに伴い、「スポーツを通じた女性の活躍促進会議」にて、30年11月に「女 性スポーツの促進方策」を策定し、継続して取組を進めています。

#### (2)女性のスポーツに関する国際的な取組

国際的にも女性のスポーツに関する議論は活発に行われています。国際女性スポーツワー キンググループ (International Working Group on Women and Sport) は1994(平成 6) 年から4年に1度「世界女性スポーツ会議」を開催しており、2014(平成26)年の同会議 で採択された女性のスポーツ発展のための10の原則を示す「ブライトン・プラス・ヘルシ ンキ2014宣言」に、2017(平成29)年4月、スポーツ庁、IOC、IPSA・IPC、公益財団法 人日本体育協会(現JSPO)、JSCが同時に署名をしています。

また、「第1回日ASEANスポーツ大臣会合」で女性のスポーツ分野においての協力が合 意されたことを受け、2019(令和元)年10月にフィリピンのマニラで開催された「第1回 日ASEAN女性スポーツ会合」及び「第2回日ASEANスポーツ大臣会合」にて、日・ ASEAN 統合基金を活用した日 ASEAN 間の女性スポーツ分野における協力事業の実施につ いて合意しました。

#### (3)女性のスポーツ参画促進に向けた取組

女性のスポーツ実施率の向上については、運動不足による女性特有の健康リスクに関する 情報や、手軽にできるスポーツプログラム等をウェブサイトに掲載し、動画サイトでは「オ リジナルダンス」や「ながら運動」を配信する等、スポーツの楽しさを訴求しています。

国内のスポーツ団体の女性役員比率の向上については、スポーツ団体の女性役員及び女性 役員候補者を対象に「スポーツ団体女性役員カンファレンス」等の研修会を実施したほか、 女性役員に必要なスキルを修得するためのe-learningシステムの開発などに取り組んできま した。現在は、「スポーツ団体ガバナンスコード(中央競技団体向け)」を踏まえた女性理事 割合の引上げを各スポーツ団体に促すとともに、女性役員候補とスポーツ団体とのマッチング支援等を実施しています。女性アスリートの国際競技力向上については、女性特有の課題の解決に向けた調査研究や医・科学サポート等を活用した支援プログラムを通じて、東京2020大会等における女性アスリートの活躍に向けた支援や、ジュニア層を含む女性アスリートが健康にハイパフォーマンススポーツを継続できる環境の整備を進めています。また、女性特有の視点とアスリートとしての高い技術・経験を兼ね備えた女性エリートコーチの育成プログラム等も実施しています。

## 舞 6 章 障害者スポーツの振興

#### ■ 障害者スポーツの環境の整備

「スポーツ基本法」には、障害のある人の自主的かつ積極的なスポーツを推進するとの理念が掲げられています。近年、障害者スポーツにおける競技性の向上は目覚ましく、障害者スポーツに関する施策を、福祉の観点に加え、スポーツ振興の観点からも一層推進していく必要性が高まっています。

令和2年度のスポーツ庁委託調査によると、障害のある人(成人)の週1回以上のスポーツ実施率は24.9%(成人全般の実施率は59.9%(令和2年度スポーツ庁調査))にとどまっており、地域における障害者スポーツの一層の普及促進に取り組む必要があります。

そこで、スポーツ庁は平成30年度から、地域における障害者スポーツの振興体制の強化、 障害者の有無を問わず身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備や、障害者スポーツ団 体と民間企業相互の連携促進等の障害者スポーツ団体に対する体制整備の支援等の取組を実 施しています。

また、東京2020大会を契機に、全国の特別支援学校で地域を巻き込んだスポーツ・文化・教育の祭典を実施するとともに、特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点としていくことを目指す「Special プロジェクト2020」を実施しています。

さらに、令和元年度からは、スポーツ車椅子、スポーツ義足等の障害者スポーツ用具のレンタルや、スポーツ用具の保守・調整や使い方の指導を行える人材等を備えた障害者スポーツの普及拠点を整備することを目指し、関連の取組を順次実施しています。

また、東京2020大会の開催をきっかけに、ボッチャや車いすバスケットボールなど、障害の有無にかかわらず共にスポーツを楽しむ例が増えてきています。これらの取組にみられるように、東京2020大会の開催によって、我が国の共生社会の実現に向けた取組が一層加速していくことが期待されます。

### 2 全国障害者スポーツ大会

平成13年度から、それまで別々に開催されていた身体に障害のある人と知的障害のある 人の全国スポーツ大会が統合され、「全国障害者スポーツ大会」として開催されています。

平成20年度から、精神障害者のバレーボール競技が正式種目に加わり、全国の身体、知的、精神に障害のある人々が一堂に会して開催される大会となっています。本大会は、障害のある選手が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、国民体育大会の直後に当該開催都道府県で行われています。

令和2年度の第20回大会は、鹿児島県において開催される予定でしたが、新型コロナウ

イルス感染拡大を受け、令和5年度に延期となりました。なお、令和3年度の第21回大会 は三重県で開催されることとなっています。

### 3 主な国際障害者スポーツ大会

#### (1) デフリンピック競技大会

デフリンピック競技大会は、4年に一度行われる聴覚に障害のある人の国際スポーツ大会 であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。夏季大会は1924(大正13)年にフラン スのパリで第1回大会が開催され、2017(平成29)年7月には、トルコのサムスンにおい て第23回夏季大会が開催されました。108名の日本代表選手が大会に参加し、過去最多とな る27個(金6個、銀9個、銅12個)のメダルを獲得しています。冬季大会は1949(昭和 24) 年にオーストリアのゼーフェクトで第1回大会が開催されました。2019(令和元)年 12月にはイタリアのヴァルテッリーナ、ヴァルキアヴェンナ地方で第19回冬季大会が開催 され、15名の日本代表選手が参加し、6名が入賞しました。

#### (2)スペシャルオリンピックス世界大会

スペシャルオリンピックス世界大会は、4年に一度行われる知的障害のある人のスポーツ の世界大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。スペシャルオリンピックス は、順位は決定されるものの、最後まで競技をやり遂げた選手全員が表彰されるという特徴 がある大会です。夏季大会は、1968(昭和43)年、冬季大会は1977(昭和52)年をそれぞ れ第1回として開催されており、2019(平成31)年3月にはアラブ首長国連邦のアブダビ で第15回夏季大会が開催され、日本からは73名の選手が参加しました。

また、スペシャルオリンピックスでは、知的障害のある人とない人が共にチームを組みス ポーツを楽しむ取組も進めており、世界大会の種目にも採用されています。

#### (3) パラリンピック競技大会

パラリンピック競技大会は、オリンピック競技大会の直後に当該開催地で行われる、障害 者スポーツの最高峰の大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。夏季大会は、 1960(昭和35)年にイタリアのローマで第1回大会が開催され、オリンピック競技大会と 同様、4年に一度開催されています。2016(平成28)年9月には、ブラジルのリオデジャネ イロにおいて第15回大会が開催され、日本からは132名の選手が参加しました。

冬季大会は、1976(昭和51)年にスウェーデンのエンシェルツヴィークで第1回大会が 開催されて以降、オリンピック冬季大会の開催年に開催されており、2018(平成30)年3 月には、韓国の平昌において第12回大会が開催され、日本からは38名の選手が参加しまし た。

## 第7章 大学スポーツの振興

大学におけるスポーツ活動には、大学の教育課程としての体育の授業、学問体系としての スポーツ科学及び課外活動(体育会活動、サークル活動、ボランティア等)の側面がありま す。全ての学生がスポーツの価値を理解することは、大学の活性化やスポーツを通じた社会 発展につながるものです。また、大学の持つスポーツ資源(学生、指導者、研究者、施設 等)の活用は、国民の健康増進や障害者スポーツの振興に資するとともに、地域や経済の活 性化の起爆剤となり得るものです。

このため、文部科学省及びスポーツ庁は、平成28年4月から「大学スポーツの振興に関 する検討会議」を開催して大学スポーツの活性化について議論を行い、29年3月に取りま とめを行いました。本取りまとめにおいては、大学スポーツの振興に向けて、大学トップ層 の理解醸成、スポーツマネジメント人材の育成、各大学のスポーツ分野の取組を戦略的、一 体的に行う部局の設置、大学スポーツ全体を統括し発展を戦略的に推進する組織の設置が重 要であるとの方向性が示されました。

取りまとめを受け、平成30年7月より大学、学生競技連盟が中心となり開催された準備 委員会を経て、大学横断的かつ競技横断的統括組織である一般社団法人大学スポーツ協会 (英名: Japan Association for University Athletics and Sport 略称: UNIVAS) が31年3 月1日設立されました。

スポーツ庁は、大学スポーツ協会の設立理念\*14に基づいた学業充実、安全安心・医科学、 事業・マーケティング分野等の活動事業をサポートするとともに、大学内のスポーツ活動の 企画立案、コーディネート、資金調達等を担う専門人材である大学スポーツアドミニスト レーターの配置やスポーツ分野を一体的に統括する部局の設置を進めています。大学スポー ツアドミニストレーターについては、令和3年度までに配置する大学を100大学にするとい う目標を掲げ、大学スポーツにおける先進的モデル事業を進めており、令和2年度には8大 学を選定しました。

## ♯╏≒ スポーツの成長産業化

スポーツ産業の活性化による収益をスポーツ環境の充実に還元し、スポーツ人口の拡大へ とつなげるスポーツの自律的好循環を生み出していくことが重要です。

このため、令和2年7月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」でも、「スポーツ 市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す」こと及び 「全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017年から 2025年までに20拠点を実現する」ことが、引き続き目標として掲げられています。

### **III** スタジアム・アリーナ改革の推進

「みるスポーツ」のためのスタジアム・アリーナは、地域活性化の起爆剤となる潜在力の 高い基盤施設です。その潜在力を最大限発揮させるには民間活力の活用が必要であることか ら、スタジアム・アリーナ改革全体の方向性や国内外の先進事例などをまとめた「スタジア ム・アリーナ改革ガイドブック(第2版)」の公表や、国の支援に係る一元的な相談窓口の 設置、専門家派遣等を通じて先進事例の形成等に取り組んでいます。また、令和元年度に多 様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナの選定要綱を策定・公表、令和2年 度に初めて公募を行い、11の拠点が選定されました。今後も必要な情報提供や各地域で進 む先進的な取組を支援することにより、スタジアム・アリーナ改革を推進していきます。

### 2 スポーツ団体の経営力強化

スポーツ団体が、ガバナンスの確保やスポーツを通じた社会課題の解決といった社会的な 要請に応えていくためには、収益の向上など安定的な経営基盤の確立が必要です。特に国内 スポーツを統括する団体である中央競技団体は、スポーツ団体の中でも特にスポーツ市場規

<sup>\*14</sup>大学スポーツの振興により、「卓越性を有する人材」を育成し、大学ブランドの強化及び競技力の向上を図る。もって、 我が国の地域・経済・社会の更なる発展に貢献する。

模の拡大に直接的な効果をもたらす可能性を持っており、その中央競技団体が収益力向上に 不可欠な普及やマーケティングの重要性に対する認識を高めていくことは重要です。このた め、中長期普及・マーケティング戦略の実行支援や事業規模等に応じた普及戦略モデルの構 築を進めることにより、スポーツ団体の経営力強化を図っていくこととしています。

#### **図 スポーツの場におけるオープンイノベーションの推進**

スポーツの成長産業化の基盤を形成するため、スポーツ界が有するデータ・権利・施設等 の多様なリソースと他の産業や学術機関等が有する技術・ノウハウ等のリソースとの融合を 促し、新たな財・サービスの創出を促進するスポーツオープンイノベーションプラット フォーム(SOIP)の構築を推進しています。令和2年度には、企業、大学、スポーツ団体 等が一堂に会するカンファレンスの開催に加え、中央競技団体の抱える課題解決のためのア クセラレーションプログラムによる新たなビジネス創出の支援をしました。また、スポーツ を活用してビジネスにイノベーションを生み出している先進的な取組を表彰するコンテスト を開催しました。今後も、関係団体等との連携強化を図るとともに、地域においても、イノ ベーションが加速するような実証・事業化を支援していきます。

#### 🖪 スポーツ指導スキルとスポーツ施設のシェアリングエコノミー の推進

スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーを普及していくことは、スポーツ指導者と 施設の稼働率・収益性を高め、スポーツ市場を拡大するとともにスポーツ実施率向上にも資 すると考えられます。このため令和元年度には、施設データのオープン化のための作業プロ セスを示した、スポーツ分野におけるシェアリングエコノミー導入に向けた手引き(地方公 共団体及び施設管理者向け)を策定し、令和2年度には、指導者と利用者のオンラインマッ チングを検証し、手引きの改定を行いました。今後は、指導スキルシェアに係る課題の整理 や、モデル事業形成の支援を通じた導入効果の測定等を進めていくこととしています。

## 第 🖁 🛱 スポーツを通じた地域活性化

### ■ 地域のスポーツ施設の整備・運営

地域活性化をはじめとして、被災地の復興支援、障害者スポーツの振興、国際貢献等ス ポーツの有する力は様々な面にわたりますが、その際にスポーツ施設の果たす役割は重要で す。

これまで、スポーツ庁は、学校施設環境改善交付金等による地域スポーツ施設(社会体育 施設)・学校体育諸施設の整備に対する支援、学校施設の開放や地域との共同利用の促進等 に取り組んできました。また、地方公共団体においても、老朽化施設の更新、指定管理者制 度による民間活力の導入、地域住民がスポーツに親しみ交流する場としての学校施設の開放 等によりスポーツ施設を適切に整備・維持管理し、スポーツ環境を形成する取組が進められ てきました。

一方、令和2年4月に公表した「体育・スポーツ施設現況調査」によれば、我が国の体 育・スポーツ施設数は、学校体育施設については継続して減少し、地域住民のスポーツ環境 となる社会体育施設についてはほぼ横ばいとなっています。今後、施設の老朽化、財政の ひっ追、人口減少などに対応しつつ、量的・質的に地域に求められるスポーツ施設を提供す

ることが課題となっています。

平成29年度に、地方公共団体が安全なスポーツ施設を持続的に提供し、国民が身近にスポーツに親しむことができる環境を整備できるよう考え方を整理した「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を策定しました。また、国内のスポーツ施設の約6割を占める学校体育施設を地域住民の最も身近なスポーツの場として一層活用するため、「学校体育施設の有効活用の関する手引き」を令和2年3月に策定しました。さらに、令和元年度、令和2年度には個別施設計画策定を通じた施設の集約・複合化や学校体育施設の有効活用等の先進事例を全国に展開するため、地方公共団体向けのセミナーを開催しました。

これまで行ってきたスポーツ施設の整備に対する支援を進めるとともに、地方公共団体や 民間事業者、関係団体等と連携し、地域活性化・経済活性化に貢献するスポーツ施設の整 備・運営を推進することとしています。

#### 2 スポーツツーリズム振興に向けた取組

#### (1)地域スポーツコミッションの活動支援

スポーツ庁は、地方公共団体、スポーツ団体、企業(観光産業、スポーツ産業)等が一体となり、スポーツによるまちづくり・地域活性化を推進する組織である「地域スポーツコミッション」の設立及びモデル的な活動に対する支援を行っています。具体的な活動としては、スポーツへの参加や観戦を目的とした地域への訪問や、地域資源とスポーツを掛け合わせた観光を楽しむスポーツツーリズムの推進、スポーツイベントの開催、大会や合宿・キャンプの誘致等があり、令和2年度は、コロナ禍における活動再開のための支援を含め、計38件の取組を支援しました。

スポーツ庁の調査では、令和2年10月段階で全国に159の地域スポーツコミッションがあります。「第2期スポーツ基本計画」は、地域スポーツコミッションの設置数を3年度までに170とすることを目標に掲げており、今後も支援事業や各地の優良事例の横展開等により、設立の拡大や活動の充実を図っていくこととしています。

#### (2)地域スポーツ資源の磨き上げについて

スポーツ庁は、平成30年3月に取りまとめたスポーツーリズム需要拡大戦略等に基づき、「アウトドアスポーツ」や「武道」を活用した新たなツーリズムを推進しています。令和2年度は、スノースポーツ、サイクリング及び武道を活用したコンテンツ造成を図る6件の取組を支援するとともに、欧米中をターゲットとし、造成したコンテンツと連携したデジタルプロモーションを実施しました。また、東京2020大会後の新たなコンテンツ創出を目指し、官民で連携した「アーバンスポーツツーリズム研究会」を立ち上げ、今後アーバンスポーツツーリズムを推進していくための論点を整理しました。さらに、文化庁及び観光庁と連携し、「スポーツ文化ツーリズムアワード」を実施し、計13の取組を表彰しました。

## 第10章 スポーツを通じた国際交流・協力

### 11「スポーツ国際戦略」の策定と展開

「スポーツ基本法」前文には、「スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである」と記載されています。スポーツ庁は、「Sport for

Tomorrow」事業などを中心に様々な施策を通じて、スポーツによる国際交流・協力に取り 組んでいます。平成30年9月には、スポーツの国際交流・協力に関して、関係機関と連携 して、戦略的かつ具体的な施策の展開を促進するための「スポーツ国際戦略」を策定しまし た。

「スポーツ国際戦略」では、日本の国際的地位の向上、国際競技大会等の招致・開催、ス ポーツを通じた国際交流・協力等の我が国のスポーツの国際展開を戦略的に推進し、その効 果を最大限に高めるために、国際スポーツ界において活躍できる人材への支援・育成、国内 関係者による戦略会議の開催、国際会議への参画等、令和3年以降も見据えた強固な基盤を 構築することが重要としています。

その一環として、国際スポーツ界における我が国のプレゼンス(影響力)の向上とスポー ツによる国際社会の発展への貢献を図るため「スポーツ国際展開基盤形成事業」を実施して います。

本事業は、我が国の情報収集・発信能力を高めるとともに、スポーツ国際政策の展開を促 進するための基盤形成を目的としており、国際競技連盟(以下、「IF」という。)等の日本 人役員の増加・再選に向けた取組や国際スポーツ界の中核的存在となる人材育成、国内外の ネットワークの強化等の支援を行っています。令和元年度には、2 人目となる IOC 委員の選 出のほか、バドミントンやテニスで新たな理事ポストの獲得、トライアスロンで女性理事が 選出されるなどIF等の日本人役員は第2期スポーツ基本計画の目標である35人となりまし た。引き続きIF等の日本人役員の増加・再選に向けた取組について支援していきます。

さらに、「スポーツ国際戦略」に具体的な施策として盛り込まれたスポーツ産業分野では、 スポーツ庁、経済産業省、日本貿易振興機構(JETRO)及びJSCの4者で、平成30年7月 に基本合意書を締結し、連携を強化しています。我が国のスポーツとスポーツ産業の海外展 開の促進のため、さらなる取組を進めていきます。

#### 🙎 国際交流・協力に向けた取組

各国とのスポーツにおける連携を強化するために、政策対話の枠組みづくりや参画を積極 的に行っています。2017(平成29)年7月にはユネスコの「体育・スポーツ担当大臣等国 際会議(MINEPS)」に参加し、「万人のためのスポーツへのアクセスに関する包括的な構想 の展開」、「持続可能な開発と平和に向けたスポーツの貢献の最大化」、「スポーツの高潔性の 保護 | の三つのテーマに基づく、実行指向型の成果文書「カザン行動計画 | の策定に貢献し ました。その成果もあり、我が国は、ユネスコの「体育・スポーツの政府間委員会 (CIGEPS) | のメンバー国に選出されました。

2019 (令和元) 年10月には、「第2回日 ASEAN スポーツ大臣会合」をフィリピンのマニ ラにて開催し、2017(平成29)年に開催した第1回会合(ミャンマー・ネーピードー)で 合意した優先協力項目(女性スポーツ実施率の向上、体育教師・指導者の育成、障害者ス ポーツの発展、ドーピング防止)等について、日本と ASEAN 諸国のスポーツ協力関係を確 実に推進するための議論を行いました。

2020(令和2)年12月には、「第3回日中韓スポーツ大臣会合」がオンラインにて開催さ れ、第1回会合「平昌宣言」及び第2回会合「東京行動計画」に基づき3か国間のスポーツ 交流やコロナ禍におけるスポーツ協力の促進、オリンピック・パラリンピック競技大会にか かる協力強化を3か国で促進していくことについて議論を行い、「北京共同声明」に署名し ました。

また、各国とのスポーツ交流も推進しています。具体的には、JSPOが行うアジア地区と のスポーツ交流事業やJOCが行う国際競技力向上のためのスポーツ交流事業等に対して支 援を行っています。加えて、各国とスポーツ分野における二国間覚書を締結しています。

#### 3 国際競技大会の招致・開催に対する支援

我が国で国際競技大会を開催することは、我が国の競技力向上に資する環境の構築などスポーツの振興につながるだけでなく、世界のトップアスリートの競技を目の当たりにすることを通じて多くの国民に夢や感動を与えるなど、国際交流、国際親善や経済・地域の活性化等にも大きく寄与します。スポーツ庁は、国際競技大会の招致・開催が円滑に行われるよう、関係団体・府省庁との連絡調整を行い、必要な協力・支援を行っています。

2019 (令和元) 年11月に開催された女子ハンドボール世界選手権大会 (熊本県内) においては、スポーツ庁長官がプレイヤーオブザマッチのプレゼンターを務めるなど、同大会の盛り上げを支援しました。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により 2022年に開催が延期となった第19回FINA世界水泳選手権 2022福岡大会及びワールドマスターズゲームズ 2021 関西に対して、延期に伴い追加で必要となった経費の補助を行うなど開催に向けた支援を行っています。

このほか、第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)においては大会組織委員会が行う開催準備の支援や広報活動の協力を行っています。スポーツ庁は、世界規模の総合競技大会だけでなく、単一競技大会やアジア地区の競技大会なども含めて、様々な国際競技大会の招致・開催に向けた協力と支援を行っています。